

# 岡山県南部水道企業団入札及び契約事務に係る不当な働きかけに関する取扱要綱

制定 令和 3年 7月 30日 訓令第1号

令和 3年 8月 1日 施行

## (目的)

第1条 この要綱は、当企業団の入札及び契約事務に関し、職員が受ける不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札及び契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この要綱において「入札及び契約事務」とは、当企業団が発注する建設工事の請負並びにこれに関連する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び漏水調査業務の委託、製造の請負並びに物品の購入及び修理、役務の提供（以下「建設工事等」という。）に係る入札又は契約に関する事務をいう。

3 この要綱において「不当な働きかけ」とは、入札又は契約事務に関し、職員に対して勤務時間の内外を問わず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に受注させること又は受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法の選定又は入札参加条件の設定を促す行為
- (4) 非公表又は公表前の建設工事等の名称、概要、予定価格、最低制限価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為
- (5) 公表前に入札参加者の名称又はその数等を聞き出そうとする行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながる等、入札又は契約事務の公正な執行を損なうおそれがある行為又は公正な入札若しくは契約事務を確保する上で不適當な行為を行うことを職員に対して要求する行為

4 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、不当な働きかけに該当しないものとする。

- (1) 公聴会、議会、説明会等公開の場において行われたもの

(2) 住所、氏名及び要望等の内容を記載した陳情書、要望書等書面により行われたもの

(3) 要望等の内容が単なる問合せ又は事実関係の確認にすぎないことが明らかなもの

(4) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかなもの  
(不当な働きかけへの対応)

第3条 職員は、不当な働きかけを受けたときは、これを拒否する等き然とした対応をしなければならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある要求に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある要求を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して記録簿を作成する旨及び不当な働きかけに係る依頼等の概要を公表する可能性がある旨を告知するものとする。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある要求を受けたときは、速やかに所定の記録簿によりその内容を記録し、所属課長に報告しなければならない。

2 所属課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、その内容が不当な働きかけに該当するか否かの意見を記録簿に付記し、該当の有無について判断した理由書とともに総務課長に送付しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定による記録簿の送付を受けたときは、事務局長に報告するものとする。

4 事務局長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な働きかけに該当するか否かについて、総務課長及び所属課長と協議の上、判断するものとする。この場合において、必要と認めるときは、不当な働きかけ又はその疑いのある要求を受けた職員の出席を求め、説明を聴くことができる。

5 総務課長は、前項の規定による協議の結果を記録簿に付記するものとする。

6 事務局長は、第4項の規定により不当な働きかけに該当すると判断したものについては、企業長に報告するものとする。

(必要な措置の実施)

第5条 企業長は、前条第6項の規定による報告を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。

2 企業長は、前項に規定する場合において、不当な働きかけを行ったと認められる者が入札参加資格を有する者であるときは、入札参加の停止を行うものとする。

3 企業長は、第1項に規定する場合においては、不当な働きかけであると決定されたものについて、その依頼等の概要を公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

不当な働きかけに関する記録簿

年 月 日

入札等の名称 ( )

記 録 者	所 属		職 名	
	氏 名			
日 時	年 月 日			
	午前・午後 時 分頃 ~ 午前・午後 時 分頃			
手段, 場所等	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> その他( ) 場 所( )			
	相 手 方 <small>確認できた事項を記載</small>	氏 名		
住 所				
電 話 番 号				
職 業・所 属				
不当な働きかけ 又はその疑いの ある要求の内容				
対 応 の 内 容				
所 属 課 長 意 見	<input type="checkbox"/> 不当な働きかけに該当する <input type="checkbox"/> 不当な働きかけに該当しない (理由等) 別紙理由書のとおり			
協 議 結 果	<input type="checkbox"/> 不当な働きかけに該当する <input type="checkbox"/> 不当な働きかけに該当しない			

※ 所属課長は、該当の有無について判断した具体的な理由書を添付すること。